

外務事務官兼内閣總理大臣秘書官大久保  
利隆外三名外國勲章受領及佩用ノ件  
右謹テ裁可ヲ仰ク  
昭和九年八月二十七日  
内閣總理大臣岡田啓介

内閣

賞勳局由第二〇九號

内閣 外務省 三ノ号

昭和九年八月二十七日施行



昭和九年八月二十日 内閣書記官長 印

内閣書記官



内閣總理大臣 印

賞勳局總裁



白國 オオシチ、クロシマ 勲章 外務省 萬國總長 大久保利隆

同國 シゲアキ、クローシマ 勲章 領事官補 小澤成一

露牙國 グランクロア、レブリグ 勲章 特命全權公使 青木新

伊國 コシマ、ドール、クロシマ 勲章 外務事務官 秋山理敏

ブルゲン オフ、エ、ト、クロシマ、ドシマ 勲章 外務事務官 大久保利隆

右 録 勳章 外務事務官 大久保利隆 外三名ヨリ

頭書、外國勳章受領及佩用ノ

賞勳局

儀別紙、通願出候條 御允許相成

可然哉此段允裁ヲ仰ク

追テ右ノ内小澤成一外二名ニ對スル分

ハ勳記無之候得共外務大臣、證明

書相添、願出候條特ニ御允許

相成候様致度此段副申ス

めくれば

193  
9.8.14

外國勲章受領佩用願

小官儀

白月義國皇帝陛下ヨリ「オフキシエー、クローンヌ」勲章  
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被  
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物  
件目錄相添此段相願候也

昭和九年七月二十六日

昭和九年八月七日  
嘉法内閣總理大臣官

外務事務官正六位勲五等

大久保利隆

賞勳局總裁 下條康磨 殿

裏面白紙

外國勳章受領佩用願

小官儀

白月義國皇帝陛下ヨリ「オフキシエー、クローンヌ」勳章  
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被  
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物  
件目錄相添此段相願候也

昭和九年七月二十六

外務事務官正六位勳五等

大久保利隆

賞勳局總裁 下條康磨殿



148

供閱物件目録



一 勲章 (オフキシエー、クロンヌ) 勲章 壹個

一 同勲記 壹通

一 勲記譯文 壹通

一 受勲事由書 壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和九年七月二十六日

昭和九年八月五日  
東京内閣文庫大蔵省官

外務事務官正六位勲五等

大久保利隆

めくられず

供閱物件目録



- 一 勲章 (オフキシエー、クロンヌ) 勲章 壹個
  - 二 同勲記 壹通
  - 一 勲記譯文 壹通
  - 一 受勲事由書 壹通
- 右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和九年七月三

外務事務官正六位勲五等  
 大久保利隆

勲記譯文

朕白耳義國皇帝「レオポール」三世此書ヲ見ル有衆  
ニ宣示ス 朕ハ外務大臣ノ上奏ニ依リ在白耳義國日本  
國大使館二等書記官大久保利隆氏ニ朕ノ慈愛ノ  
意思ヲ表彰セント欲シ左ノ條件ヲ決定セリ

第一條 大久保利隆氏ニ「オフチエー」クロンヌ勲章ヲ贈與ス

第二條 同氏ハ本日ヨリ該勲章ノ班位ニ列スベシ

第三條 外務大臣ハ勲章事務ノ主任者タルヲ以  
テ本令執行ノ任ニ當ルベシ

千九百三十四年三月十九日「ブルツセル」ニ於テ之ヲ與フ

「レオポール」親署

奉命外務大臣「イーマンス」副署

此謄本ノ正確ナルヲ證ス

特命全權公使「パペイアンス」手署

受勳事由書

大使館二等書記官トシテ白國在勤ノ處昭和九年  
三月同國離任ニ際シ願書記載ノ勳章ヲ贈與セラル

昭和九年七月二十六日

昭和九年八月十一日  
東京内閣總理大臣秘書官

外務事務官 大久保利隆 



受勳事由書

大使館二等書記官トシテ白國在勤ノ處昭和九年  
三月同國離任ニ際シ願書記載ノ勳章ヲ贈與セラル

昭和九年七月二十六日

外務事務官 大久保利隆 

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

小官儀

白耳義國皇帝陛下ヨリ「シエヴァリエール、クロンヌ勲章」ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此段相願候也

昭和九年七月十八日

在奉天

領事官補正七位 小澤成一



賞勳局總裁 下條 康 磨 殿



供閱物件目録

一、外務大臣ノ證明書

壹通

一、受勲事由書

壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和九年七月十八日

在奉天  
領事官補正七位 小澤成一

めくれず

裏面白紙

證明第二一號

領事官補正七位 小澤成一

右者白耳義國皇帝陛下ヨリ「シユヴァリエー、クローンヌ」勳章ヲ  
贈與セラレタルコトヲ證明ス

昭和九年八月二日

外務大臣 廣田 弘



外務省

9. 5

155

めくれず

裏面白紙

受勲事由書

領事官補トシテ白耳義國在勤ノ處昭和八年  
八月同國離任ニ際シ願書記載ノ勲章ヲ  
贈與セラル

昭和九年七月十八日

領事官補小澤成一

めくれず

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

小官儀

西班牙國憲政大統領府下ヨリ「グラン・クロア」  
レブブリックに勲章ヲ贈答相成候ニ付受領  
及佩用允許ノ儀被仰出候様御執奏被  
成下度依テ別紙供閱物件目錄相添此  
般相願候也

昭和九年六月二十三日

在西班牙國  
特命全權公使正四位勲三等 青木新

賞勲局總裁下條康磨殿



157

めくれず

裏面白紙

# 供閱物件目録

一 外務大臣證明書

壹通

一 受勲事由書

壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和九年六月二十三日 特命全權公使 正四位勲三等青木新

裏面白紙

證明第二二號

特命全權公使正四位勳三等 青木新

右者西班牙國政府ヨリ「グラン、クロア、レブブリック」勳章ヲ贈  
與セラレタルコトヲ證明ス

昭和九年八月二日

外務大臣 廣田 弘



外務省

159



めくられず

受勲事由書

特命全權公使トシテ西班<sup>班牙</sup>牙國ニ駐劄ノ  
處昭和九年五月帝國練習艦隊來訪其  
他ノ機會ニ於テ彼我親交増進ニ付願書  
記載ノ勲章ヲ贈共セラル

昭和九年六月二十三日

特命全權公使 青木新

めくれず

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

小官儀

伊太利國皇帝陛下ヨリ「コンマンンドール・クロニツ」勲章  
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被  
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物  
件目錄相添此段相願候也

昭和九年八月一日

外務事務官正六位勲六等秋山理敏

賞勳局總裁

下條康磨殿



161

めくれず

供閱物件目録

伊予

- 一 勲章（イロハ）コンマンドール、クロンヌ 土産個
- 一 外務大臣・証明書 土産通
- 一 受勲事由書 土産通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和九年八月一日

外務事務官正石在勲  
秋山理敏

裏面白紙

證明第二三號

證明書

外務事務官正六位勳六等 秋山理敏

右者伊國皇帝陛下ヨリ「コンマンドール、クローンヌ」勳章ヲ贈與  
セラレタルコトヲ證明ス

昭和九年八月二日

外務大臣 廣田弘毅



外務省

163

めくれず

164

受勲事由書

大侯儀ニ奉書に事トシテ在勤ノ處昭和  
九年三月伊國商任ニ際シ勲書に載  
ノ勲章ヲ贈与セラル

昭和九年八月一日

外務事務長 秋山理敏

外國勲章受領佩用願

小官儀

ルクセンブルグ大公殿下ヨリヲ奉シテ、クローヌヌ、ド、シエーヌ、勲章  
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被  
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物  
件目錄相添此段相願候也

昭和九年七月二十六日

昭和九年七月十一日  
外務省領事官

外務省領事官 正六位勲五等

大久保利隆

賞勳局總裁 下條康麿殿



165

めくれず

裏面白紙

外國勲章受領佩用願

小官儀

ルクセンブルグ大公殿下ヨリ  
リヨネシエ、クロンヌ、ド・シエヌ  
勲章

ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被  
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物  
件目錄相添此段相願候也

昭和九年七月ニ

外務事務官正六位勲五等

大久保利隆

賞勳局總裁 下條原磨殿



165

供閱物件目録



一勲章 (オプキシエ、クロンヌ、ド、シエヌ) 勲章壹個

一同勲記 壹通

一勲記譯文 壹通

一受勲事由書 壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和九年七月二十六日

昭和九年八月十一日  
善任内閣總理大臣署名

外務事務官正六位兼五等

大久保利隆





めくられず

供閱物件目録



一勲章 (オブリシエ、クロノスド、シエヌ) 勲章壹個

一同勲記 壹通

一勲記譯文 壹通

一受勲事由書 壹通

右受領佩用允許相願候ニ付差出候也

昭和九年七月

外務事務官正六位兼五等

大久保利隆



めくられず

勲記譯文

神祐ヲ保有シ「ルクセンブルグ」大公妃ニシテ「ナッソー」公妃  
タル予「シャルロット」ハ内閣議長タル國務大臣ノ上奏ト内閣ノ  
審議ニ基キ在アラツセル日本國大使館書記官大久保利隆  
氏ヨ「オフィシエー、クローンマ、ド、シエーヌ」勲章  
ヲ授與スルコトノ良好妥當ナルヲ認メタリ、

千九百三十四年三月五日

「ベルグ」宮殿ニ於テ

シャルロット親署

内閣議長國務大臣「ベツヒュ」副署

受勳事由書

叙勳理由

大使館二等書記官トシテ白國在勤ノ處昭和九年三月同國離任ニ際シ願書記載ノ勳章ヲ贈與セラル

昭和九年七月二十六日

昭和九年八月七日  
並任内閣總理府秘書官

外務事務官 大久保利隆



受勲事由書

叙勲理由

大使館二等書記官トシテ白國在勤ノ處昭和九年三月同國離任ニ際シ預書記載ノ勲章ヲ贈與セラル

昭和九年七月

外務事務官

大久保利隆



めくれず